

広島県告示第千九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和二年十一月十二日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
安芸高田市高宮町佐々部字植谷一八三三番一 地先から 安芸高田市高宮町佐々部字野部向山六二二番 一地先まで	三〇・五〇 五四・五〇	一八・〇〇 二二・八〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	六九・六〇	六九・六〇			
					拡幅 県道甲田作木 線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲田作木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
安芸高田市高宮町佐々部字植谷一八三三番一 地先から 安芸高田市高宮町佐々部字野部向山六二二番 一地先まで	三〇・五〇 五四・五〇	一八・〇〇 二二・八〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	六九・六〇	六九・六〇			
					拡幅 一般国道四三 三号と重複